

「三重県子どもの貧困対策計画」及び  
「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の成果と  
「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及び  
ひとり親家庭等支援計画」について

- 1 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」及び  
「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2年度～6年度）の成果に  
ついて

別紙1 参照

- 2 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」  
（令和7年度～11年度）について

(1) 計画の概要

別紙2 参照

(2) 令和7年度の県の主な取組

① 教育の支援

○ひとり親家庭、生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援

- ・ひとり親家庭等の子どもの学習支援を実施する市町へ補助を行うとともに、生活困窮家庭に対しては、家庭や子どもの状況に応じた学習支援等に取り組んでいます。

○学校教育に係る経済的負担の軽減

- ・公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金（授業料への支援）や奨学給付金（授業料以外の教育費への支援、生活保護世帯及び住民税所得割非課税世帯が対象）の支給、修学奨学金の貸与を行っています。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成や就学支援金および奨学給付金の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図っています。

② 生活の支援

○子どもの居場所への支援

- ・子ども食堂を含む子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、経済的支援に加え、ニーズに合った地域資源のマッチングや人材育成支援に取り組んでいます。
- ・不登校児童生徒等の居場所づくり支援として、フリースクール等を運営する団体への運営補助を行っています。

○子どもの体験機会の確保

- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業・団体等と連携しながら子どもの会社見学や学び・体験機会を創出するイベントへの支援を通じて、子どもの育ちを支援しています。

③ 保護者に対する就労の支援

○県福祉事務所と三重労働局との就労自立促進事業

- ・生活保護受給者や児童扶養手当受給者等について、個々の状況に応じて巡回相談、職業訓練の活用、就労支援員等による伴走型の就労支援、就労後のフォローアップを実施しています。

○ひとり親家庭への支援

- ・「三重県母子・父子福祉センター」において、三重労働局が主催する出張ハローワークに参加し出張相談会を開催するほか、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業に求人登録依頼を行うなど、就業支援や相談支援を行っています。

④ 経済的支援

○手当の支給による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の子どもや障がいのある子どもに対して経済的支援を行っています。

○ひとり親家庭への支援

- ・希望者に対して修学資金、就学支度資金等の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。

⑤ 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備

○子どもの貧困の解消に向けた市町による計画策定

- ・策定が努力義務となっている子どもの貧困の解消に向けた対策に関する計画について、25市町が策定し支援体制の充実に取り組んでいます。

○ヤングケアラーへの支援

- ・ヤングケアラーについて、周知啓発を図るため子ども向けリーフレットの配布や、支援者向けハンドブックを活用した出前講座を実施しています。
- ・高校生世代から30歳までの若者を対象としたアンケート調査を実施するなど、広域的な支援体制の整備に向けた取組を進めています。

### (3) 令和8年度以降に残された課題と県の主な取組

令和7年度の取組を継続的に実施するとともに、以下のような取組に注力します。

#### ① 教育の支援

##### ○学習習慣の確立に向けた取組やひとり親家庭等への学習支援

令和6年度にひとり親家庭の子ども等にも実態調査を行ったところ、全体の8割が1時間未満の勉強時間であり、国の「全国学力・学習状況調査」に比べると勉強時間が少ない状況にあります。

→学習習慣の確立に関して高い専門的知見を有する有識者を県内小中学校に派遣し、学習支援の重要性や家庭における支援のあり方等について、学校や地域の実情に応じた講演会や研修会を開催します。

→ひとり親家庭等の子どもの学習支援については、令和6年度から大学等受験料や模擬試験の費用についても対象としており、令和8年度からオープンキャンパスにかかる費用についても対象とすることで支援の拡充を図ります。

##### ○学校教育に係る経済的負担の軽減

引き続き学校教育にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、令和8年度からのいわゆる高等学校の授業料無償化への適切な対応を行う必要があります。

→就学支援金（授業料への支援）の収入要件を撤廃し、奨学給付金（授業料以外の教育費への支援）の対象を中所得者世帯まで拡充し、県立高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。

→家庭の経済状況にかかわらず私立学校で学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成や就学支援金および奨学給付金の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

## ② 生活の支援

### ○子どもや子育て家庭への支援

市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、創設から3年が経過し、市町の課題認識の変化や県民ニーズの高まりにあわせて、補助制度の見直しが必要です。

→みえ子ども・子育て応援総合補助金において、自己肯定感などの子どもの育ちや子育て環境の充実につながる取組を支援するとともに、「仕事と子育ての両立」枠を設置し、「働く子育て世帯を支える子どもの居場所づくり」について、新たな補助制度を創設し、横展開を促進します。

### ○子どもの居場所への支援

県内における子どもの居場所数は年々増加（令和3年度 118 か所→令和7年度 298 か所）する一方でニーズも多様化し、特に中高生のニーズに適合した居場所が少ない状況です。

→中高生世代を中心に利用できるキッチンカー等を活用した移動式の居場所に、地域団体と連携してモデル的に取り組みます。

## ③ 保護者に対する就労の支援

### ○ひとり親家庭への支援

より多くのひとり親の父母への支援を行うため、三重県母子・父子福祉センターの認知度向上や就労支援の充実に取り組むとともに、安定した生活の実現に向け資格取得のための支援等の充実をはかる必要があります。

→三重県母子・父子福祉センターにおいて、各福祉事務所との連携強化やSNS等を活用した情報発信によりひとり親家庭の父母の利用促進に取り組むとともに、実情に合った就業を進めるため、より充実した求人情報の収集に努めます。

→ひとり親の父母が就職に有利な資格を取得できるよう教育訓練講座受講費用（自立支援給付金）の支給や就学期間中の経済的支援（高等職業訓練促進給付金の支給）を行うことで早期就労への支援を行います。自立支援給付金の支給については、令和6年に児童扶養手当受給の要件がなくなり、高等職業訓練促進給付金の支給については、令和8年度から子が20歳になっても就学期間中は支給対象とすることで支援の拡充を図ります。

#### ④ 経済的支援

##### ○低所得のひとり親世帯生活支援

国の調査によると「母子世帯」の総所得は「児童のいる世帯」の総所得の4割程度と低くなっており、物価高の影響が長期化する中、ひとり親家庭は子育て世帯の中でもとりわけ家計に大きな影響を受けており、緊急的な支援が必要です。

→ひとり親世帯に対する緊急的な生活支援として、県内の児童扶養手当受給世帯を対象に、子ども1人あたり2万円分のデジタル商品券を交付します。

#### ⑤ 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備

##### ○スクールカウンセラー等の活用

多様な課題を抱える子どもに対する相談体制を充実させるために、地域および福祉関係機関との連携を図りながら、効果的なチームでの支援を行うためのネットワークが必要です。

→不安や悩みを抱える子どもからの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡大するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。

→スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、拠点となる学校および教育支援センターに配置するとともに、配置以外の学校からの要請に応じて派遣し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。

##### ○ヤングケアラーへの支援

令和7年度に実施したヤングケアラー調査の結果から、SNS等での相談や24時間利用できる相談窓口、同じ境遇の人とのつながりを求める声があったことから、支援体制の充実をはかる必要があります。

→LINE相談窓口を設置（親子のための相談LINEの対象者にヤングケアラーを追加）し、SNS広告等による周知を行うほか、寄り添った支援を行うため、当事者や支援者のためのオンライン交流会を開催します。



第二期三重県子どもの貧困対策計画 目標及びモニタリング指標

5つの支援の柱	目標とモニタリング指標					
	項目名	計画策定時 (平成30年度)	最新値	年度	計画終了時 (令和6年度)	
(1) 教育の支援  ①「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開 ②教育に係る経済的負担の軽減 ③生活困窮世帯等への学習支援	1	■生活困窮家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町	19市町	令和6年度	29市町
		■ひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数		令和6年度		
	2	■施設入所児童の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校	25.9%	30.7%	令和6年度	38.3%
		■里親の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校			令和6年度	
		■生活保護受給家庭の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校			令和5年度	
	3	■家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3%	100.0%	令和6年度	84.4%
	4	□就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 12.38%	16,866人 13.02%	令和5年度	—
	5	□就学援助制度に関する周知状況(入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	100%	100%	令和6年度	—
	6	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	25市町	29市町	令和6年度	—
	7	□新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	27市町	29市町	令和6年度	—
	8	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	22.7%	63.7%	令和6年度	—
	9	□スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	22.1%	65.3%	令和6年度	—
	10	□児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100%	100.0%	令和6年度	—
	11	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3%	88.9%	令和5年度	—
12	□生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4%	4.7%	令和5年度	—	
13	□全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4%	1.1%	令和6年度	—	
14	□全世帯の子どもの高等学校中退者数	710名	369名	令和6年度	—	
(2) 生活の支援  ①保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援 ②子どもの生活支援 ③子どもの安心できる居場所づくり ④子どもの自立支援 ⑤住宅支援	15	■ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町数	17市町	11市町	令和6年度	29市町
		■ひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数		令和6年度		
	16	■産婦健診・産後ケアを実施する市町数	19市町	29市町	令和6年度	29市町
	17	□三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件	129件	令和6年度	—
	18	□保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	—	19市町	令和6年度	—
	19	□放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24市町	26市町	令和6年度	—
	20	□児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25人	14人	令和6年度	—
21	□県内で活動する子ども食堂の数	40箇所	165箇所	令和6年度	—	
(3) 保護者に対する就労の支援  ①親の就労支援 ②親の学び直しの支援	22	■就労支援を行う生活困窮者の人数	321人	683人	令和6年度	540人
	23	■三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9%	57.1%	令和6年度	90%
	24	□ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名	31名	令和6年度	—
	25	□ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名	101名	令和6年度	—
(4) 経済的支援  ①手当の支給等による支援 ②養育費の確保に関する支援	26	■養育費を受給している割合(※) ※計画策定時の数値は県独自調査によるもの、令和5年度の数値は福祉行政報告例によるもの。今後は福祉行政報告例による数値を目標とする。	36.9%	26.7%	令和6年度	50%
	27	□児童扶養手当の受給者数	12,396人	10,794人	令和6年度	—
(5) 身近な地域での支援体制の整備  ①行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築 ②相談機能の強化 ③県内の各地域における支援	28	■ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町	27市町	令和6年度	29市町
	29	■子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市町	25市町	令和6年度	29市町

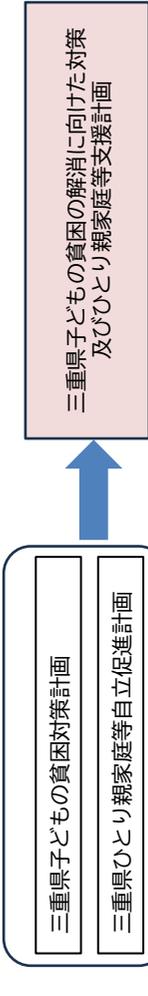
目標は■、モニタリング指標は□で表記 モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の数値目標の進捗状況

項目名	計画策定時 (令和元年度)	最新値 (令和6年度実績)	目標値 (令和6年度)
三重県母子・父子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録をした人の就業率	76.9% (H30)	57.1%	90%
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17市町	11市町	29市町
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7市町	7市町	15市町
養育費を受給している割合	36.9% (R元県調査)	【参考値】 26.7% (福祉行政報告例)	50%
三重県母子・父子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)相談件数	332件 (H30)	129件	400件
福祉事務所相談件数	8,076件 (H30)	5,130件	10,000件
福祉事務所における父子家庭相談件数	241件 (H30)	190件	500件

## 計画策定の基本的な考え方

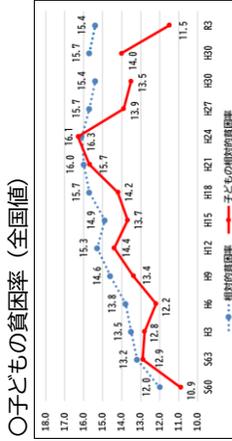
〇子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、計画を一本化して策定



〇計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

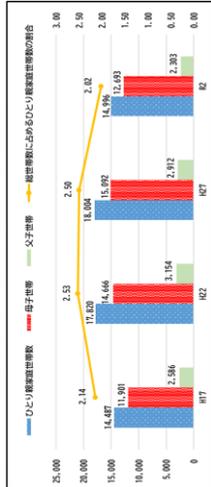
〇子どもの貧困の要因のとらえ方  
子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題を抱えている状況＝子どもの貧困

## 子どもの貧困及びひとり親家庭の現状



令和3年の子どもの貧困率は11.5%と、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分に満たない状況

## 〇ひとり親家庭の世帯数の推移（三重県）



ひとり親家庭の世帯数は、令和2年では14,996世帯となっており、平成27年から約17%減少

## めざす姿

子どものライフステージに応じた教育等のさまざまな支援や、保護者への経済的支援等によって子どもの貧困を解消するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、安心して子育てができる環境を整えることと、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく、夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします

## 取組の視点

1. 親の妊娠・出産期から子どもまでの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
2. 支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮した体制の整備
3. 市町における支援体制の充実
4. 学校を地域におけるプラットフォームとして子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
5. ひとり親家庭等を中心とした生活の安定と向上に資するための取組の推進

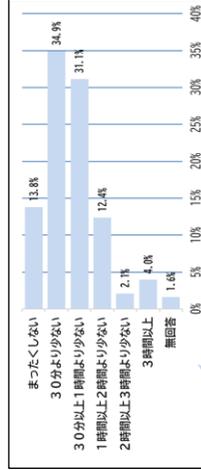
## 具体的取組と計画目標

支援の柱	目標項目	現状値	目標値 (令和11年度)
1. 教育の支援	① 学校をプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の展開	261人 (R5)	600人
	② 教育に係る経済的負担の軽減	32.1% (R4・R5)	45%
	③ 生活困窮家庭やひとり親家庭等への学習支援	76% (R5)	100%
2. 生活の支援	① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援	15市町 (R6)	29市町
	② 子どもの生活支援	19市町 (R5)	29市町
	③ 子どもの安心して暮らせる居場所づくり	181か所 (R5)	350か所
	④ 子どもの自立支援	150件 (R5)	250件
	⑤ 住宅支援	25.4% (R5)	40%
3. 保護者に対する就労の支援	① 相談・職業紹介	15市町 (R6)	29市町
	② 資格・技術取得の支援	19市町 (R5)	29市町
	③ 親の学び直しへの支援	181か所 (R5)	350か所
4. 経済的支援	① 養育費の確保に関する支援	150件 (R5)	250件
	② 手当の支給等による支援	25.4% (R5)	40%
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備	① 行政および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の充実と活用	15市町 (R6)	29市町
	② 市町による計画策定や取組の充実促進	15市町 (R6)	29市町
	③ 相談機能の充実	15市町 (R6)	29市町
	④ 各種制度における広報の強化	15市町 (R6)	29市町
	⑤ 父子家庭に対する支援の充実	15市町 (R6)	29市町
	⑥ 社会の理解促進に向けた周知啓発	15市町 (R6)	29市町

## 実態調査

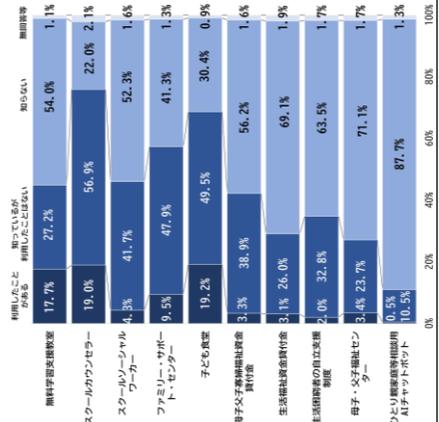
県内の貧困家庭及びひとり親家庭における生活実態を把握し、効果的な支援につなげるため、当事者へのアンケート調査や、聴取調査を実施

### 〇平日の授業以外の勉強時間



1時間未満と回答した子どもが約8割となるなど、全体的に勉強時間が少ない

### 〇各種支援制度の認知度



「知らない」と答えた方が多く、特に、「母子・父子福祉センター」(71.1%)、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」(87.7%)など、ひとり親家庭への支援について「知らない」と答えた割合が多い

## 三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画 目標及びモニタリング指標

## 目標

5つの支援の柱	項目名	計画策定時	最新値	年度	令和11年度目標
(1) 教育の支援	1 ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5)	415人	令和6年度	600人
	2 児童養護施設入所の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校	32.1% (R4・R5)	30.7% (R5・R6)	令和6年度	45.0%
	里親の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校			令和6年度	
	生活保護受給家庭の子ども的高等教育機関(※)への進学率 ※大学、短大、高専、専修学校、職業訓練校			令和5年度	
3 地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合	76.0% (R5)	100.0%	令和6年度	100.0%	
(2) 生活の支援	4 こども家庭センター設置市町数	15市町 (R6)	24市町	令和7年度	29市町
	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施する市町数	19市町 (R5)	17市町	令和6年度	29市町
	5 子育て世帯訪問支援事業を実施する市町数			令和6年度	
	ひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数			令和6年度	
6 子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181か所 (R5)	238か所	令和6年度	350か所	
(3) 保護者に対する就労の支援	7 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人票件数	150件 (R5)	141件	令和6年度	250件
(4) 経済的支援	8 養育費を受給している割合	25.4% (R5)	26.7%	令和6年度	40%
(5) 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備	9 子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15市町 (R5)	25市町	令和6年度	29市町
	10 こども家庭センター設置市町数【再掲】	15市町 (R6)	24市町	令和7年度	29市町

## ※モニタリング指標

5つの支援の柱	項目名	計画策定時	最新値	年度
(1) 教育の支援	1 就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,030人 12.90% (R4)	16,866人 13.02%	令和5年度
	2 スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	55.8% (R5)	63.7%	令和6年度
	3 スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	68.7% (R5)	65.3%	令和6年度
	4 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (R5)	100.0%	令和6年度
	5 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.9% (R4)	88.9%	令和5年度
	6 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	1.7% (R4)	4.7%	令和5年度
	7 全世帯の子どもの高等学校中退率	1.2% (R5)	1.1%	令和6年度
(2) 生活の支援	8 三重県母子・父子福祉センター相談件数	332件	129件	令和6年度
	9 こどもほっとダイヤル受信件数	922件	318件	令和6年度
	10 ひとり親家庭に対して放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	27市町	26市町	令和6年度
	11 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	19人 (R5)	14人	令和6年度
(3) 保護者に対する就労の支援	12 ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	43人 (R5)	31人	令和6年度
	13 ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	106人 (R5)	101人	令和6年度
	14 就労支援を行う生活困窮者の人数	396人 (R5)	683人	令和6年度
(4) 経済的支援	14 児童扶養手当の受給者数	10,881人 (R5)	10,794人	令和6年度
(5) 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備	15 福祉事務所相談件数	5,544人 (R5)	5,130人	令和6年度
	16 福祉事務所父子家庭相談件数	106人 (R5)	190人	令和6年度

※モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標